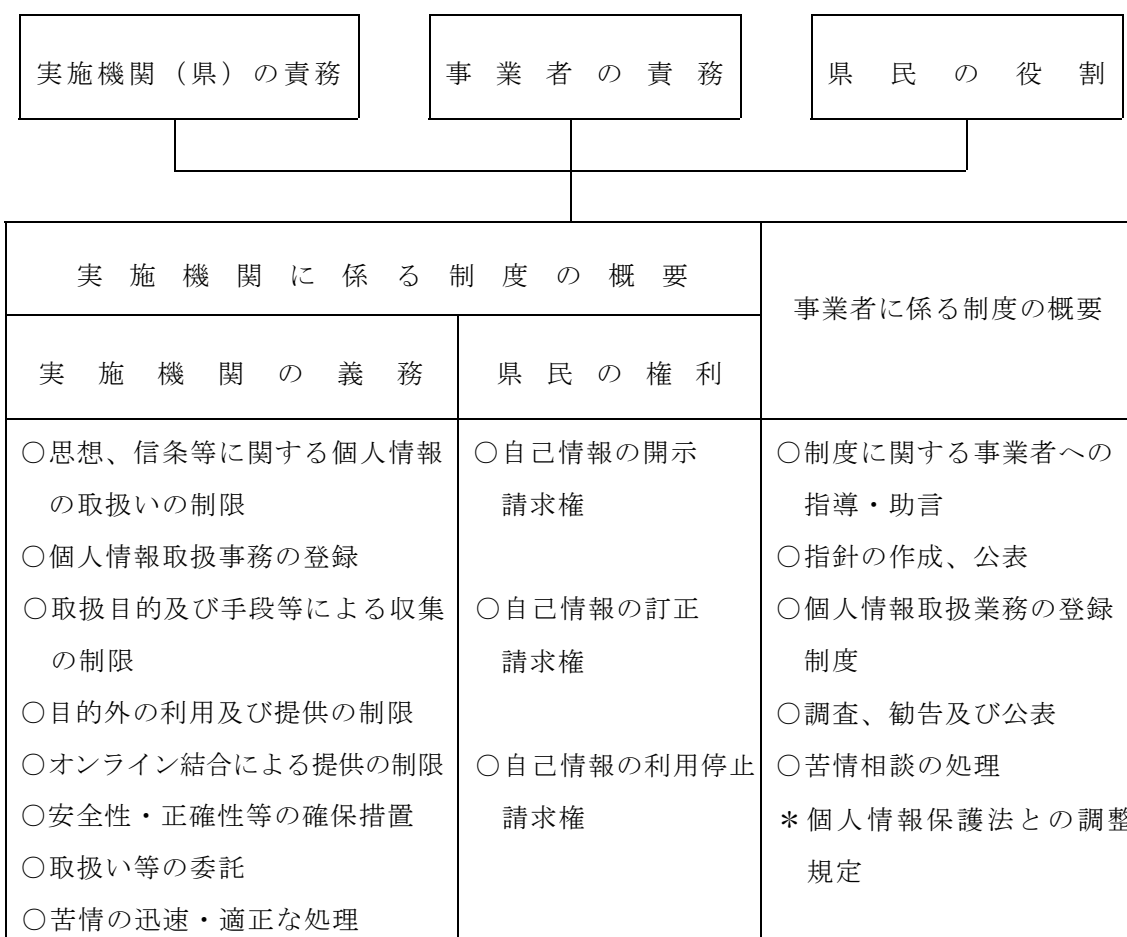


I 制度のあらまし

1 制度のしくみ

県では、平成2年10月1日に、都道府県で初めて個人情報保護条例を施行しました。これは、県、事業者、県民のそれぞれがその責務や役割を果たすことにより、積極的に個人情報保護の社会的なルールづくりに貢献していこうとする制度です。

その後、個人情報の電子化やネットワーク化の著しい進展等を背景に、平成15年5月に個人情報保護関連5法が公布され、民間事業者の個人情報保護について基本的ルールが定められたことや、国の行政機関に適用される個人情報保護制度について、新たな規定が盛り込まれたこと等を受け、平成17年3月、県の制度をさらに充実したものとするための一部改正を行いました。また、平成17年7月には、公安委員会と警察本部長を実施機関に加える一部改正を行い、すべての県機関に条例が適用されることとなりました。現行の条例のあらまきは、次の図のとおりです。



(※) 個人情報保護法では、地方公共団体が保有する個人情報の保護に関しては、当該団体の条例により定めることとされています。また一定の民間事業者が保有する個人情報に関しては、具体的な義務が規定されています。そこで、条例では、従来どおり各実施機関の義務を規定する一方、同法の義務が適用されない事業者向けの指針を公表する等規定を変更し、同法との調整を図っています（なお、業務登録制度は、法の義務が適用される事業者も利用可能）。

2 個人情報保護制度の内容

(1) 制度の目的と特徴

この条例は、個人の尊厳を保つうえで個人情報の保護が重要であることから、県の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、県内における個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、そのことによって基本的人権の擁護及び公正で民主的な県政の推進に資することを目的としています（条例第1条）。

その目的を達成するために、県が保有する個人情報の保護を図るばかりでなく、民間事業者が保有する個人情報の保護についても対象としていること、電子計算機により処理される個人情報だけでなく、手作業により処理される個人情報も対象としていること、事業者が行う個人情報の取扱いの概要を県に登録し、これを県民に明らかにすることによって事業者の個人情報の取扱いの社会的ルール化を図ることを目的とした、個人情報取扱業務登録制度を実施していることなどの特徴があります。

(2) 制度に関する基本的事項

ア 対象となる個人情報の範囲（条例第2条）

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものです。

イ 対象となる県の機関及び責務（条例第2条、第3条）

県の機関とは、この制度を実施する県の機関（「実施機関」といいます。）で、次の14の機関です。なお、公安委員会と警察本部長は、平成18年4月から実施機関に加わり、すべての県機関が実施機関となりました。

知事、議会、公営企業管理者、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会

実施機関は、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、県民及び事業者の意識啓発に努めなければなりません。

ウ 事業者及び責務（条例第2条、第4条）

事業者とは、事業を営む法人その他の団体又は事業を営む個人です。

事業者は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、県の施策に協力する責務を有し、保有する個人情報について、本人にその存在及び内容を知るための機会を提供するよう努めなければなりません。

エ 県民の役割（条例第5条）

県民は、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすようにしなければなりません。

(3) 実施機関に係る制度の概要

ア 実施機関の義務

個人情報保護のため、実施機関には様々な義務が課せられていますが、そのうち主なものは、次のとおりです。

(ア) 思想、信条等に関する個人情報の取扱いの制限（第6条）

基本的な人権を侵害する危険性が高いことなどから、法令の規定に基づいて取り扱うときなど一定の場合を除き、思想、信条及び宗教、人種及び民族、犯罪歴並びに社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報を取り扱ってはなりません。

(イ) 個人情報取扱事務の登録（第7条）

県民が自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自己の情報に関与することができるように、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、その事務の名称及び概要等一定の事項を、個人情報事務登録簿に登録し、一般の縦覧に供さなければなりません。

また、登録した事項を神奈川県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければなりません。

(ウ) 取扱目的及び手段等による収集の制限（第8条）

誤った個人情報や、不必要な個人情報を収集することのないように、個人情報を収集するときは、取り扱う目的を明確にし、目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならないこととするとともに、法令等の規定に基づくとき、本人の同意に基づくときなど一定の場合を除き、本人から収集しなければなりません。

(エ) 目的外の利用及び提供の制限（第9条）

法令等の規定に基づくとき、本人の同意に基づくときなど一定の場合を除き、取扱目的以外の目的で個人情報を利用し、又は提供してはなりません。

(オ) オンライン結合による提供の制限（第10条）

公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益の侵害のおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合による個人情報の提供を行ってはならないこととするとともに、提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければなりません。

(カ) 安全性、正確性等の確保措置（第11条）

個人情報の漏えい防止など、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、保有する個人情報を最新なものとするよう努めなければなりません。

(キ) 取扱い等の委託（第13条）

事務又は事業の全部又は一部を委託するに当たり、受託者が講ずべき個人情報保護のための措置の内容を契約等により明らかにしなければなりません。

(ク) その他

職員等の義務（第12条）、指定管理者による個人情報の取扱い（第14条）、受託業務等に従事する者の義務（第15条）、廃棄（第16条）、実施機関に対する苦情の処理（第17条）について、条例で実施機関等に義務が課せられています。

イ 県民の権利（開示、訂正及び利用停止の請求権）

県民等に対し、自己情報をコントロールする権利を保障するため、条例では、自己情報の開

示、訂正及び利用停止の請求権について規定しており、その概要は、次のとおりです。

(ア) 自己情報の開示請求権（第18条～第26条）

何人も、実施機関が保有する自己の個人情報について、請求書を提出して開示を請求することができます。開示の請求があったときは、その個人情報を開示することにより、請求者以外の個人の正当な利益を侵害するおそれがあるとき、法人等が有する競争上の正当な利益を侵すことになるとき、個人の指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるときなど一定の事由がある場合を除き、その個人情報を開示しなければなりません。

開示の請求があったときは、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して15日以内に、開示又は不開示の決定をしなければなりません。また、開示の決定をしたときは、速やかに行政文書の閲覧又は写しの交付等の方法により個人情報を開示します。

試験結果等の個人情報については、口頭による簡易開示の方法により行うことができます。

(イ) 自己情報の訂正請求権（第27条～第33条）

何人も、実施機関が保有する自己の個人情報について事実には誤りがあると認めるときは、請求書を提出してその訂正を請求することができます。

訂正の請求があったときは、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して30日以内に、訂正をする旨又はしない旨の決定をしなければなりません。

実施機関は、訂正をする旨の決定をしたときは当該請求に係る個人情報の訂正をしてその内容等を、訂正をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を、請求者に書面で通知しなければなりません。

(ウ) 自己情報の利用停止請求権（第34条～第38条）

何人も、実施機関が保有する自己の個人情報について、条例の規定に違反して取り扱われていると認めるときは、請求書を提出してその利用の停止（消去又は提供の停止を含む。）を請求することができます。

利用停止の請求があったときは、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して30日以内に、利用停止をする旨又はしない旨の決定をしなければなりません。

実施機関は、利用停止をする旨の決定をしたときは当該請求に係る個人情報の利用停止をしてその内容等を、利用停止をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を、請求者に書面で通知しなければなりません。

(エ) 決定に対する救済（神奈川県個人情報保護審査会（第40条））

開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定について不服申立てがあった場合は、審査の公正を保つため、神奈川県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の議を経て、当該不服申立てについての決定を行わなければなりません。

(4) 事業者に係る制度の概要

個人情報を保護するため、条例では、事業者に対し、個人情報の保護について自主的な努力を助長することを旨として、必要な施策を講じていますが、その概要は、次のとおりです。

ア 制度に関する事業者への指導・助言（第46条）

知事は、事業者が個人情報の保護のための措置を適切に講ずることができるように、指導助言等を行わなければなりません。

イ 指針の作成、公表（第47条）

知事は、審議会の意見を聴いた上で、事業者が行う個人情報の取扱いのよりどころとなる指針を作成し、公表することができます。この指針は、個人情報保護法及び同法を受けた各省庁ガイドラインの対象事業者以外の事業者が対象となります。

なお、平成17年4月に同法の全面施行を踏まえた県の指針（「事業者が保有する個人情報の取扱いに関する指針」）を作成し、公表しています。

ウ 個人情報取扱業務の登録制度

(ア) 事業者は、県内で行う個人情報の取扱いに係る業務に関し、業務の名称及び目的、個人情報の取扱いの概要その他一定の事項について、知事の登録を受けることができます。また、知事は、当該事項を登録した登録簿を一般の縦覧に供さなければなりません（第48条）。

(イ) 業務の登録を受けた事業者に対する調査の要請（第49条）

知事は、登録を受けた事業者に対して、当該登録を受けた業務に関して説明又は資料の提出を要請することができます。

(ウ) 業務の登録の表示（第50条）

登録を受けた事業者は、当該登録を受けた業務に係る個人情報の取扱いについて、「登録済みマーク（PDマーク）」を表示することができます。

エ 調査、勧告及び公表

(ア) 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、当該事業者に対して、説明又は資料の提出を要請することができます。また、当該事業者が正当な理由なく要請を拒んだときは、その事実を公表することができます（第54条）。

ただし、個人情報保護法に基づく主務大臣の行為の相手方となっている事業者や、個人情報保護法第50条（適用除外）に規定する事業者については、この規定は適用になりません。

(イ) 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対して、当該取扱いの是正を勧告することができます。また、当該事業者が勧告に従わないときは、その事実を公表することができます（第55条）。

ただし、(ア)ただし書に記載の事業者については、適用除外となります。

(ウ) 意見の聴取等

知事は、前述の(ア)又は(イ)により公表しようとするときは、事業者から意見の聴取をした上で、審議会の意見を聴かなければなりません（第56条）。

オ 苦情相談の処理（第57条）

知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情相談があったときは、必要に応じ、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を要請し、迅速かつ適正に処理しなければなりません。

II 運用状況

1 概要

「かながわの個人情報保護制度」は、平成2年10月1日に発足してから平成20年3月31日までに、利用件数が264,366件になりました。(表-1) そのうち平成19年度の利用件数は11,560件で、平成18年度より1,817件増加しています。増加した主な要因は、高等学校入学者選抜(学力検査)に関する簡易開示及び個人情報取扱業務の登録に関する事業者からの問い合わせが各々増加したことによります。

利用件数の内訳は、自己情報の開示請求関係が最も多く10,636件に達しています。開示請求書を提出して行う自己情報の開示請求件数は363件で、口頭で請求できるいわゆる簡易開示の請求件数は10,264件(前年度比114.2%増)でした。また、利用停止の請求は9件でしたが、自己情報の訂正の請求はありませんでした。

平成19年度の個人情報の保護に関する問い合わせ・照会は910件あり、その主な内容は、事業者の個人情報取扱業務登録に関するものが759件、県が保有する個人情報の取扱いに関するもの(開示請求関係を除く)が140件、事業者が保有する個人情報の取扱いに関するもの(業務登録関係を除く)が6件、制度全般に関するものが5件となっています。

個人情報の取扱いについての相談等は14件あり、そのほとんどが事業者に関する苦情相談でした。

実施機関の個人情報取扱事務の登録については、平成20年3月31日現在、事務数が2,768件、類型数^{*1}が3,623件、文書件名数^{*2}が8,425件となっています。

*1 類型数とは、個人情報事務登録簿に定められている「個人情報記録から検索しうる個人の類型」の数であり、その事務が対象とする個人情報の種類(例えば、講師、受講者、申請者等)の数です。

*2 文書件名数とは、個人情報事務登録簿に定められている「使用する主な個人情報記録」の数であり、その事務で使用される行政文書の種類(申請書、許可台帳、廃止届等)の数です。

また、事業者の個人情報取扱業務の登録については、平成19年度中は172事業者から375業務について新規の登録申請があり、291事業者から542業務の廃止の届出がありました。この結果、平成20年3月31日現在、8,106事業者、14,338業務が登録されています。

(表-1)

個人情報保護制度の運用状況について

(平成2年10月1日～平成20年3月31日現在)

項 目	本 庁 (県政情報センター等)			出 先 (地域県政総合センター等)			合 計			
	18年度	19年度	2～19 年度計	18年度	19年度	2～19 年度計	18年度	19年度	2～19 年度計	
利 用 件 数	開示請求(簡易開示 除く)	296	264	1,076	76	99	582	372	363	1,658
	簡易開示	1,856	2,127	47,504	7,132	8,137	207,812	8,988	10,264	255,316
	訂正	5	0	25	0	0	5	5	0	30
	利用停止 (17年度から導入)	24	9	33	0	0	0	24	9	33
	小 計	2,181	2,400	48,638	7,208	8,236	208,399	9,389	10,636	257,037
	是正申出 (16年度末で廃止)	—	—	10	—	—	0	—	—	10
問 合 せ 照 会 数	開示請求関係	0	0	121	0	0	87	0	0	208
	その他県保有関係	0	140	202	0	0	24	0	140	226
	指針関係	0	0	151	0	0	43	0	0	194
	事業者登録関係	288	735	3,516	23	24	2,159	311	759	5,675
	その他民間保有関係	12	5	307	0	1	51	12	6	358
	制度全般	4	2	252	0	3	220	4	5	472
	小 計	304	882	4,549	23	28	2,584	327	910	7,133
相 談 等	事業者に関する苦 情相談	21	9	123	3	0	12	24	9	135
	その他の苦情相談	3	3	39	0	2	12	3	5	51
	小 計	24	12	162	3	2	24	27	14	186
合 計	2,509	3,294	53,359	7,234	8,266	211,007	9,743	11,560	264,366	
実施機関の個人情報取扱登録件数(累計)	事務数 2,768件			類型数 3,623件			文書件名数 8,425件			
事業者の個人情報取扱業務	平成2～18年度登録数			平成19年度登録数			累 計			
登録件数	新規登録件数	14,816件(8,374事業者)			375件(172事業者)			15,191件(8,546事業者)		
	廃止件数 (△)	△311件(△149[△32]事業者)			△542件(△291[△54]事業者)			△853件(△440[△86]事業者)		
	登録簿登録件数	14,505件(8,225事業者)			△167件(△119事業者)			14,338件(8,106事業者)		

※ 事業者の個人情報取扱業務登録件数の廃止件数欄に該当する事業者数の[]内(外数)は、廃止業務以外に登録業務があり、登録事業者の合計数に変わりはありません。